

近世後期における江戸湾沿岸の海運業者

―上総国久保田村喜兵衛家を事例として―

筑紫敏夫

はじめに

巨大都市江戸は、さまざまな商品の消費地であった。江戸に隣接する房総からも、さまざまな物資が運び込まれた。筆者は、上総国西部地域の生産構造の特色と各湊の状況について江戸との関係にもふれながら述べ、また、同地域でも有数の湊であった木更津湊の成立と、同湊を軸とする流通構造と近世的展開について提示したことがある。^① それらを前提として、本稿では上総国望陀郡久保田村（現・千葉県袖ヶ浦市久保田）の船主喜兵衛家を取りあげ、限られた史料からではあるが、房総と江戸を結ぶ流通過程と輸送主体の特質に迫ってみたい。

まず、喜兵衛家のある久保田村とその周辺地域を概観し、次に喜兵衛家が行なった薪などの集荷活動の実態について述べ、最後に喜兵衛家と江戸の「竹木炭薪問屋」との関係について述べてみたい。

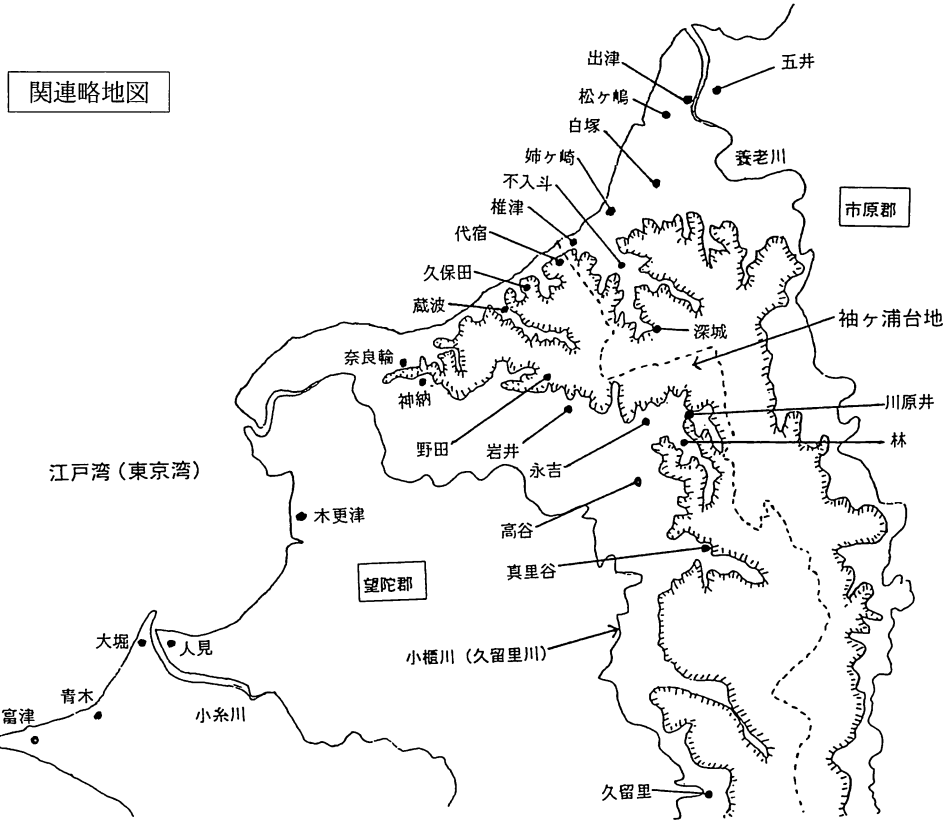
近世後期における江戸湾沿岸の海運業者（筑紫）

一 久保田村とその周辺

久保田村は、房総半島中西部の袖ヶ浦台地北端の海岸部に位置している。袖ヶ浦台地は、養老川・小櫃川によって形成された二つの平野に南北から挟まれ、久保田村は郡境を越えた市原郡の一部と同じ台地上にあった。村の北西側は江戸湾に面し、遠浅の砂浜海岸の近くまで台地がせりだしていた。村内では南から順に久保田川、浜宿川、笠上川という小河川が袖ヶ浦台地を浸食して細長い谷地形を形成しており、全体に平地の少ない村であった。^②（関連略地図参照）

また、江戸から安房方面に至る房総往還が村内を通っていた。

村高は、「元禄郷帳」で四六七石二斗九升、寛政五年（一七九三）に四六七石八斗四升四合、「天保郷帳」と「旧高旧領取調帳」で四七二石三斗一升八合で、家数は、寛政五年に一二九軒、慶応二年（一八六〇）に一四七軒（男三五九人、女三四三人）で、村高・家



* 点線は、望陀郡と市原郡の郡境を示す。
 * 袖ヶ浦台地に直接連なる台地・丘陵以外は、煩雑になることをさけるため記載していない。

数ともに近世を通じて若干の増加傾向にあるが大きな変化はみられない。^③

田畑は、寛永三年（二六二七）の時点で八六町余りで、田が約四九町、畑が三七町余りで、田の八四・二％が下田と下々田で、畑の九二・三％が下畑と下々畑で、前述の地形的条件からも農業生産力は低位であった。村明細帳^⑤には、「浦運上」「野永」「山永」を上納する記事がみられ、また、「農業之間、男ハ繩ヲない、女ハ木綿を織り、春は男女あさり・蛤取、売申候」「当村肥之儀は蚌并柴蒞仕候」「当村魚漁稼之者少々御座候」とあって、農業生産力の低位性を遠浅の砂浜での魚貝類の採集や台地上の山野の利用によって補っていたことがわかる。

村の領主は、元禄十二年（一六九九）以降は、旗本黒川氏、旗本高尾氏、及び幕領の三給が長く続くが、文政七年（一八二四）頃に幕領がそのまま旗本平岡氏の知行となった。^⑦ 三給の内訳は、慶応二年の時点で、黒川氏知行地が高二八五石五斗八升四合、家数九八軒、人数四七四人、高尾氏一四九石八升二合、三九軒、一七六人、平岡氏三六石六斗五升、一〇軒、五二人であった。^⑧ 船主喜兵衛は、村内で最も

知行高の多い旗本黒川氏の知行付百姓で、黒川氏知行地では、元禄年間以降、幕末に至るまで、ごく一時期を除いて半左衛門家が代々、名主を勤めていた。

筆者は前稿で、西上総地域の望陀・周准両郡の海付村を個別に検討し、木更津村は別格としても、蔵波・人見・大堀・青木・富津の諸村では、それぞれ三艘以上の五大力船を持って物資の渡海輸送を行っていたことを記した。その中で、久保田村については船数は不明だが、「河岸場」、すなわち船の発着場と荷物の積み下ろしの場所があり、船が係留されていたことを指摘した^⑤。久保田村の村明細帳をみると「御年貢津出シ之儀、当村河岸より積立御廻米仕候、河岸迄道法拾五町程御座候^⑥」とあって、同村では村内の「河岸」から年貢を津出ししていたことがわかる。この河岸場について、天保十一年（一八四〇）から同十五年までの間に作成された次の史料を掲げる。

【史料1】

乍恐以書附奉願上候

黒川銚五郎知行所上総国望陀郡久保田村百姓喜兵衛奉申上候、私儀者旧来る五大力船所持罷在、荷物之儀者榎・松葉少々宛商売仕来、津出し場之儀者古新田式畝式拾九步置場ニ致来候処、其後波崩ニ相成、荷物為高汐之ニ被流、甚難渋ニ而商売取続相成兼候ニ付無余儀波除等手入仕候処、此節余程附洲出来仕候、

近世後期における江戸湾沿岸の海運業者（筑紫）

此上精々普請等差加江候ハ、荷物置場其外畑ニも可相成与奉存候、依之何卒以 御慈非^⑦を乍恐右之場所御見分被成下置候而、地所進退私江被為仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上、

願人 喜兵衛
五人組 平助
名主 磯五郎

この史料は宛先を欠いており下書と思われるが、幕府役人に地所の見分を願い出たものである。文言の中で注目したい点は、喜兵衛が以前から五大力船を所持して榎（＝薪^⑧）や松葉を輸送して商売をしてきたこと、また津出し場では、「古新田」二畝二九歩を荷物置場にしてきたことである。さらに海岸の荷置場が波崩れになったので、新たに「附洲」ができたところを普請して荷置場にしたというのである。この出願の結果を示す史料は残されていないが、後述するように喜兵衛家は、これ以降も船主として経営をしていることから、荷置場は何らかの形で維持されたものと思われる。しかし、これまでの二畝二九歩の荷置場の規模からみて、船が着く河岸場はあったものの、大規模とは言い難く、波で崩される程度の脆弱なものであった。その周辺には町場的な集落はおそらく形成されていなかったと思われる。この河岸場（津出し場）は、久保田村の中でも喜兵衛家があった字笠上の海岸に位置していた^⑨。そして、前述のように村の年貢米の津出し場でもあったのである。

二 船主喜兵衛家と山方荷物の集荷

(1) 喜兵衛家の五大力船

久保田村喜兵衛の名が記された最も古い史料を次に掲げる。

【史料2】¹⁵⁾

御訴之事

一、五大力船 壹艘

右者上総国望陀郡久保田村喜兵衛所持之舟ニ御座候所、此度私請合新規造立仕候ニ付、御訴申上候、以上、

天明三卯年七月

上総国市原郡五井村

舟大工 喜助

川船

御役所

これは、天明三年（一七八三）七月に喜兵衛の五大力船一艘を「新規造立」した船大工から川船役所に届け出た文書である。喜兵衛家が次に五大力船を建造するのは、文化三年（一八〇六）二月のこと、【史料2】と同様の「御訴之事」¹⁶⁾が市原郡姉ヶ崎村の船大工から、川船役所に出され、そこにも喜兵衛の五大力船を「新規造立」したとある。ところが同年六月に久保田村名主半左衛門と船主

喜兵衛から川船役所に出された「打替船御極印証文之事」¹⁶⁾では、船

の極印の打ち替えを届け出ており、「長式丈五尺、横三尺五寸」の五大力船が「古ク罷成用立不申候ニ付」、廃船にして「新規造立」したとしている。とすると【史料2】の「新規造立」という文言だけでは、まったく新たに造船して船主としての経営を始めたのか、それまでの船を廃棄して造船したのかはわからないことになる。少なくとも喜兵衛は天明三年には船主として経営をしており、川船役所に登録されて年貢・役銀を上納していたことは確かであり、その五大力船を二三年後の文化三年に廃船にし、新しく船を建造したのであった。

【史料3】¹⁸⁾

御訴之事

一、五大力船 壹艘

敷長サ二丈七尺

敷巾 三尺三寸

深サ 三尺六寸

右者上総国望陀郡久保田村喜兵衛所持之船ニ御座候所、此度私請合ニ新規造立仕候ニ付、御訴申上候、以上、

文政六未年二月

稲葉奥之進領分

上総国望陀郡木更津

船大工 伝三郎

（後欠）

これは文政六年（一八二三）二月に望陀郡木更津村の船大工が喜兵衛の五大力船を建造したことを届け出たものであり、宛所を欠いているが、文書の形式からみて明らかに川船役所に提出したものである。この時の建造が文化三年に建造した船を廃棄した上でのものは、他に史料がないため確定はできないが、近隣の海付村の船主の事例から推察して、文化三年に造った船が一七年後の文政六年に古くなり廃棄した上で造船したものと考える。すなわち、喜兵衛家はおそくとも天明三年以来、五大力船を一艘所持する船主として、年貢・役銀を上納しながら経営を継続させていたのである。

(2) 山方荷物集荷と山方仲買人

喜兵衛の船が運ぶ荷物は、【史料1】で見た限りでは、薪や松葉であった。では、このような荷をどのようにして集めたのだろうか。喜兵衛にあてられた二つの史料を掲げる。

【史料4】²⁰

上木売渡証文之事

名所廿三夜台畑上通

一、松山壺ヶ所

内、立木式拾本

代金拾九両也

右之通売渡代金不残慥ニ請取申候、当年中ニ伐取地所明テ返シ可

被成候、且此山ニ附一切差障り無之候、為後日上木売渡証文、仍而如件、

文政六未二月廿一日

林村山売主

七左衛門[㊦]

笠上

喜兵衛殿

【史料5】²¹

覚

字小林ニ而

一、松山壺ヶ所也

但シ榎数式万五千束

右榎為伐賃与金拾五両追々通帳ヲ以相渡可被下筈ニ而、来七月迄ニ榎不残津出し勘定可致候、以上、

丑三月三日

深城

山主 新兵衛

せ八人 藤 吉

同 忠右衛門

久保田村

喜兵衛殿

【史料4】は、望陀郡林村の山売主からの「上木」の売渡証文、

【史料5】は市原郡不入斗村深城の山主からの薪の「伐賃」と「津

出し勘定」の覚である。喜兵衛の船が停泊する久保田村字笠上の河岸場に薪などがもたらされるまでには、いっばんに、伐採加工（薪などへの製材）―陸送という工程を想定することができる。²³とするならば、【史料4】では、林村の山売主は松山一ヶ所の、立木二〇本を含む「上木」すべてを一九両で売却した形になっており、喜兵衛に対して「当年中ニ伐取地所明テ返」すことを求めている。つまり、この証文で見える限り、伐採から輸送までの工程は喜兵衛の責任で行うことになるのである。一方、【史料5】では、山主らに薪二万五〇〇束の「伐賃」として一五両が喜兵衛から支払われることになっており、さらに喜兵衛の責任で七月までに河岸場へ陸送され（「津出し」）、その後、喜兵衛の売却代金の中から薪の代金が山主に支払われる（「勘定」というように読むことができる。ここでは、喜兵衛は陸送にのみ責任を負っているのである。では、薪の陸送はどのように行われたのであろうか。関連する史料を掲げてみたい。

【史料6²³】

覚

一、錢九貫七百五拾六文

外ニ式百十六文

延命寺正分

式口ノ九貫九百七拾式文

右者真里谷・高谷両村真木駄ちん内金槩ニ請取申候、為念如件

午十月十一日

真里谷村

名主 源五兵衛²⁴

笠上村

喜兵衛殿

* 源五兵衛の印文は、「総州 真里谷 <田前田」

この史料は、望陀郡真里谷村と高谷村からの「真木」（＝薪）の陸送時の駄賃（内金）の受取である。差出人は真里谷村の名主源五兵衛で、印文から商いの印であることがわかり、源五兵衛は馬を所持して運送賃（駄賃）を得るといふ経営をしていた者と推定できる。つまり、喜兵衛は、源五兵衛のような陸送業者に委託する形で、河岸場までの陸送を行わせていたのである。では、【史料4】のような場合は、伐採から陸送までの工程に喜兵衛は、実際にどのように関わっていたのであろうか。関係する二つの史料を掲げたい。

【史料7²⁵】

入置申規定書之事

一、今般私共村方惣百姓持山字念仏塚台ニ而松山沓ヶ所、但し上木不残、代金百拾六両ニ買請、右山榎・松葉不残其元方江津出し致候対談ニ付、代金百両借用致候槩ニ受取申候、尤松八本式尺三寸廻り千束三両式分、同貫同束ニ而三両、同大五本式尺四寸千束金四両ニ規定致、津出し之上諸勘定可被下対談ニ御座候、為念如件

椎津村

与兵衛印

勘兵衛印

茂左衛門印

辰五郎印

【史料8】²⁵⁾

相渡申山証文之事

一、今般村方惣百姓持山字念仏塚台ニ而松山壱ヶ所、但シ上木不残、代金百拾六両ニ配家百姓与兵衛外三人江売渡候所、其元方江榎・松葉不残津出し候対談ニ付、右之者共代金百両貸呉候処、此方ニ而榎ニ受取申候、然上者山上木伐取津出し勝手次第、且此山上木ニ付一切差構江無之候、万一巨障之者も有之候ハ、榎津出し差支無之様埒明可申候、為念如件、

この二つの史料は、年月日などを欠いており写書と思われる。喜兵衛家に残されてきたことから、市原郡椎津村「惣百姓持山字念仏塚台」にある松山一ヶ所の上木売却に際して、喜兵衛に提出された文書の写書とみることができよう。【史料7】は、椎津村の百姓与兵衛ら四名から差し出されたものであり、【史料8】は、その内容から椎津村の「惣百姓」を代表する村役人から差し出されたものと考えられる。二つの史料から、椎津村村役人（山主）一与兵衛ら四名の百姓一船主喜兵衛というルートがわかる。金銭の流れは、与兵衛ら四名が山主との間で上木を一一六両で買い取る約束をし、喜兵

衛が仕入金として与兵衛らに一〇〇両を貸し付け、それが山主にひとまず渡される。薪が河岸場に置いて後、売却金で「勘定」をして、与兵衛らに一六両+ α が渡され、そのうち一六両が山主に渡されて、 α から諸経費を差し引いた分が与兵衛ら四人の百姓の取り分となるのである。つまり、与兵衛ら四名は仲買の立場になっており、本稿では、江戸の間屋から薪を買い受ける仲買商人と区別する意味から「山方仲買人」と呼んでおきたい。山方仲買人は、二つの史料で見ると、伐採から三種類の規格の薪への加工、そして河岸場への陸送までを請け負っていることがわかる。²⁶⁾

つまり、【史料4】のような山主（＝山売主）と船主喜兵衛との間で直接に上木売却の取り決めがなされた場合でも、伐採から河岸場への陸送までの工程には、山方仲買人（場合によって陸送業者も）が介在しており、喜兵衛は、彼らに事前に仕入金を提供することで、集荷を確実にしていたのであった。

山方仲買人についての史料をさらに二点掲げたい。

【史料9】²⁷⁾

覚

屋敷続

一、松山壱ヶ所

（但し上木不残
内立木廿七本除

武智山ニ而

一、榎山壱ヶ所

但し飛松除

右之通代金式拾両ニ売渡、金子不残榎ニ請取申候、尤来ル辰春中迄ニ伐取地所御返し可被成候、為念如件、

文政二卯年

六月日

伊八殿

弥兵衛殿

河原井村

砂田

文蔵[㊦]

【史料10²⁸】

覚

一、金八拾両也

右者此度下野田ニ而大山老ケ所上木売払候上木代金儘請取申候、

右山上木御伐取被成候ハ、地所早々御返可被下候、其節此書付

一同ニ御返し可被下候、以上、

申十二月廿三日

野田村

甚五左衛門[㊦]

久保田村

次郎兵衛殿

二つの史料とも押印された正式文書で、喜兵衛家に残されてきた

ものである。このことから伊八・弥兵衛、及び久保田村次郎兵衛は、

それぞれ望陀郡川原井村と同郡野田村から直接に上木を買い付けて、

伐採から河岸場への輸送までを請け負った山方仲買人とみてよいで

あろう。もちろん仕入金のほとんどが喜兵衛から出資されたのであ

る。

それでは薪が河岸場に運ばれた後、売却代金の事後の精算（勘定

はどうなっていたのであろうか。このことを検討するために次の二

点の史料を提示したい。

【史料11²⁹】

売渡申書付之事

一、松山老ケ所

凡真木数三万余

束廻し式尺四寸

但し堅木共ニ

右之真木数山払ニいたし、千束ニ付式両替ニ相定メ、当金拾両

儘ニ請取申候、然上者御勝手次第伐初メ可被成候、不残津出し

之上真木数金高ニ応し月割廿五両老分利足ヲ加ヘ、来ル十一月

廿八日迄ニ無相違金子御渡し可被成御対証ニ御座候、以上、

天保九戌年六月日

永吉村

山主

次郎兵衛[㊦]

笠上

舟主

喜兵衛殿

同村

セハ人

平左衛門[㊦]

【史料12³⁰】

覚

一、金式拾両 封之俵

右者山代金として儘ニ請取申候、為念受取如斯ニ御座候、以上、

(天保十年)

亥四月廿二日

永吉村

次郎兵衛[㊦]

笠上
遠山喜兵衛殿

【史料11】は、望陀郡永吉村の山主次郎兵衛が喜兵衛にあてた上木の売渡証文である。松山一ヶ所から薪三万束と試算し、千束で二両の割合で売却することとし、手付金として一〇両を受け取り、津出しの後、実際の薪の数に応じて、二五両について金一分の利息を加算して、十一月二十八日までに支払うことを求めたものである。

ところが【史料12】にあるように翌年の四月二十二日付で山代金二〇両が山主次郎兵衛に支払われている。この間に何回か分割して支払われている可能性もあるが、いずれにしても十一月二十八日という期限は守られていないのである。薪が試算どおりに三万束とすれば六〇両になり、これだけの金銭を動かすことは喜兵衛にあつては容易なことではなかったと思われる。

さて、表1は、これまで引用してきた証書類などをもとに喜兵衛の薪・松葉の集荷範囲を示したものである。市原郡にまたがる袖ヶ浦台地の山野から広く集荷していることがわかる（「関連略地図」参照）。喜兵衛の資金で一度に上木を買い取ってしまう場合と、仕入金または手付金の一部を支払って売却後に勘定をする場合とがある。そしてそれらのほとんどには山方仲買人が介在しており、山主との交渉から始まり、伐採→加工→輸送までを請け負っていた。喜兵衛から請け取った金額から、山主に支払う金額と木挽など各工程

近世後期における江戸湾沿岸の海運業者（筑紫）

表1 船主喜兵衛の集荷（文政年間以降）

史料年月	村・山主	荷の種類	代 金	出 典
文政2. 6	川原井村 文蔵	松山・檜山の上木	20両	史料9
文政6. 2	林村 七左衛門	松山の上木	19両	史料4
天保9. 6	永吉村 次郎兵衛	松の薪30000束（試算）	手付10両、後に勘定	史料11
丑. 3	深城 新兵衛	松の薪25000束（試算）	伐賃15両、後に勘定	史料5
午. 10	真里谷村・高谷村	薪	駄賃9貫972文	史料6
申. 12	野田村 甚五左衛門	山の上木	80両	史料10
年月不詳	椎津村	松の薪・松葉	116両	史料7

〔注〕出典の史料番号は、本文中に引用した史料の番号である。

表2 船主喜兵衛の集荷（寛政年間）

代金支払日	荷主	荷の種類	代金
寛政4.2.10	椎津新田 由右衛門	櫓1本	金2分2朱
4.2.10	椎津新田 茂左衛門	櫓1本	金2分2朱
4.2.13	椎津新田 太七	櫓1本	金1両2朱
4.2.13	不入斗 半蔵	櫓3本	金2両3分2朱
4.2.16	代宿 三左衛門	櫓1本	金3分
4.2.16	代宿 長兵衛・弥助	櫓（長さ4間半）1本	金2分
4.2.16	代宿 善五郎	櫓1本	金3分、銭100文
4.2.22	蔵波村 七郎右衛門	櫓1本	金3分
4.2.27	奈良輪村 新三郎	櫓5本	金3両1分2朱、銭300文
4.3.18	蔵波村 五左衛門	櫓1本	金3分
4.3.18	蔵波村 新兵衛	櫓1本	金1両
4.3.18	小曾根 幸右衛門	櫓3本	金1両1分
4.4.2	蔵波村 長左衛門	櫓1本	金3分2朱
4.4.8	蔵波村 六左衛門	櫓1本	金3分2朱
4.4.8	蔵波村 七右衛門	櫓1本	金3分
4.4.8	蔵波村 甚兵衛	櫓1本	金2分
4.4.22	野田 善太	櫓2本	金1両1分
4.4.27	岩井 茂八	櫓2本	金1両2朱
4.6.16	神納村 幸次郎	櫓5本	金2両2分2朱
4.7.6	小曾根 「木挽」	櫓1本	金2分、銭500文
4.12.9	天羽田 源□□	櫓1本	金1分
7.3.21	「出ばり」長八	たる木265本、松九尺板18枚、 松式間板6枚、松九寸四分板105枚 松八寸板30枚、松七寸五分板13枚	金9両3分2朱、銭232文
7.11.7	出津 八兵衛	松丸太107本、「大貫」30丁	金4両2朱、銭519文
7.11.7	房州本(元)名村 勘蔵	柱石38本、後拜石4本	金5両3分2朱、銭450文 3名に「小遣」金2分と銭1貫200文
7.11.25	江戸 かな屋	松九寸四分板150枚	金1両2朱、銭300文
9.5.3	江戸 大野屋	銅板4枚、鉄鋌100本	金1分、銭500文
9.6.16	姉崎 門次郎	柱石24本	金3分、銭300文、手間代1両

[注] ・遠山家文書 近世の部・A-3（寛政3年3月「諸色入用覚」）より作成。
 ・荷主の村名は、史料のままを記した。

における雇い人の経費を差し引いた金額が、山方仲買人の利益となつたのである。

ところで、喜兵衛家に残された集荷・荷受に関する史料は、一点を除いて文政年間以降のものである。一点というのは寛政三年（一七九一）三月「諸色入用覚」と表紙に書かれた横帳である。³²この史料をもとに表2を作成した。まず、喜兵衛が代金を支払った年月日を見ると、かなりバラツキがあり、かつ断片的であつて、寛政四年から同九年までの荷受をすべて記載しているとは考えられない。そのような限界をふまえた上で集荷の範囲をみると、寛政四年の櫻の合計三五本の集荷範囲は、久保田村の南西隣りにある蔵波村・奈良輪村を含む、袖ヶ浦台地の広い範囲であることがわかる（前掲「閩連略地図」参照）。また、寛政七年と同九年には安房国平郡本名村（元名村：現・安房郡鋸南町）や江戸の商人からも荷を集めている。荷の内容は、櫻の柱または丸太と思われるもの、また樽木や松の板材・丸太、さらに柱石や銅板・鉄鋳^{てつひょう}なども集荷して輸送している。先にみた表1のように、一ヶ所の山の上木を山方仲買人を介在させて、数一〇両を投下して、主に薪を集荷するというのではなく、表2の場合は、例えば櫻一本というように量も少なく、一度に一〇両を超えることはなく、多くが一兩以下の取引である。このことから寛政年間の場合は、輸送先からの荷の種類や数量の注文に応じて、その都度、集荷し輸送しているといつてよい。すなわち、寛政年間

と表1の時期（文政年間以降）とでは、船主喜兵衛の輸送業者としての経営形態に何らかの変化があったことが予想される。これについては、輸送先に関する次節でさらに検討したい。

三 江戸の「竹木炭薪問屋」と喜兵衛家

(1) 「竹木炭薪問屋」丸屋五郎兵衛

まず、史料を一点引用したい。

【史料13³³】

乍恐以書付奉願上候

御知行所上総国望陀郡久保田村喜兵衛奉申上候、今般倅嘉助江格別之思召ヲ以名主役被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、然ル歟倅嘉助儀者元来愚昧無筆同様ニ御座候而、名主役中々相勤メ候者ニ者無御座候、且又私儀者濃間渡世ニ薪商売少し宛旧来方仕候処、近年貧窮ニ相成、薪仕入金ニ差詰り難涉罷在候ニ付、御府内本八丁堀五丁目丸屋五郎兵衛儀者薪問屋ニ而 御公儀様御薪御用相勤メ候ニ付、此者と私懇意仕候而御薪下請仕御拜借金御願呉候様相頼候所、私を連達右之段御願申上候処、早速御聞濟相成金子五拾兩御下ケ被成下、月々御薪御上納仕候、右薪津出し運送世話仕候御奉公ニ倅嘉助江、為御給金五両宛年々丸屋五郎兵衛方貸呉、

五ヶ年季ニ相定メ申候、依之何卒以 御慈非を五ヶ年之間役義御猶予被成下候様偏ニ奉願上候、御聞濟被成下候得者難有仕合奉存候、以上、

久保田村

喜兵衛

親類

弥治右衛門

組頭

半右衛門

御役人中様

これは、喜兵衛の倅の嘉助が、旗本黒川氏から名主役に任命されたことに対する、父喜兵衛からの猶予願である。下書と思われ、年月日を欠いているが、天保八年（一八三七）から同十四年の間に作成されたものである。³² この史料で注目したいことは、次の点である。

①喜兵衛は「薪商売」を以前から行っていたが、「近年貧窮」して「薪仕入金ニ差詰」ったこと、②幕府の「御薪御用」を勤める、江戸の「本八丁堀五丁目丸屋五郎兵衛」という「薪問屋」と喜兵衛は「懇意」にしていた、つまり薪の輸送先としていたこと、③喜兵衛が、丸屋五郎兵衛を頼って幕府の役所から「拝借金」五〇両を与えられ、「御薪下請」となり、「月々御薪御上納」していること、④「薪津出し運送世話」、つまり実際の五大力船での輸送業務の監督には、倅の嘉助があたり、この給金として年五両が丸屋五郎兵衛から

与えられていること―以上の四点である。

これらのうちいくつかの論点についてみてみよう。まず、①の「薪商売」については、【史料1】でみたように喜兵衛が五大力船を所持して、薪・松葉を輸送して商売をしていたことからまちがいのないことである。当時は、薪が喜兵衛の船の主な積み荷であったのである。③、④のなかの「御薪下請」「薪津出し運送世話」については、天保十五年（一八四四）十一月に久保田村から関東取締出役に出された「上申書」に、喜兵衛死去後の同年十月のこととして「百姓嘉助義江戸鉄炮洲真木問屋丸屋五郎兵衛江御用真木下受負之義ニ付懸合方有之、嘉助手船ニ而致乗船出府仕候」と記載されていることから裏づけることができる。つまり、喜兵衛家では、少なくとも天保年間の時点では、「薪問屋」「丸屋五郎兵衛」から「御薪」納入を請け負っており、その仕入金が丸屋五郎兵衛を介して幕府から出されていたことをとりあえずここでは確認しておきたい。

次に②の喜兵衛と丸屋五郎兵衛の関係を示す史料を掲げたい。

【史料14³³】

以手紙啓上仕候、嚴寒之折柄益々御清栄ニ被成御凌大慶之儀奉存候、然者先達而出火之節御類焼ニ被成候段承り、嘸々皆様御心痛被成候事与奉察候、乍去御怪我等も無之御仕合与奉存候、為御見舞与白米壹俵差上申候、誠ニ印のミ御座候得共御受納可被下候、早速倅嘉助可差上与奉存候処、手舟少々差支之義有之候故、乍散

延日相成候ニ付書面ヲ以御見舞申上候、先者文略早々如斯御座候、
以上、

十一月十八日

遠山喜兵衛

丸屋五郎兵衛様

この史料は、天保二年（一八三二）から同十四年の間に作成されたものである。³⁷丸屋五郎兵衛が類焼したこの見舞いとして白米一俵を贈るといふ書状である。文面をみても単なる薪を輸送する取引先という関係にとどまらない、深い関係を想像させる。【史料13】で喜兵衛が丸屋五郎兵衛と「懇意」にしているということの内容は、取引先というだけでなく、かなり以前からの私的なレベルでの関係をうかがうことができる。

では、幕府の「御薪御用」を勤める丸屋五郎兵衛について次に述べておきたい。丸屋五郎兵衛の名前は、『江戸東京材木問屋組合正史』³⁸の古文書篇（史料集の部分）に頻出する。それによると丸屋五郎兵衛は、江戸の材木問屋仲間のうち、川辺一番組古問屋組合（株数七七株）に属していた。川辺一番組古問屋組合が、材木取り扱いの問屋仲間として町奉行に公認されるのは、寛保三年（一七四三）のことで、取り扱う商品は、同年の届によれば「角材木・挽木・板・貫・小割・丸太品々・竹品々・炭品々・薪品々」をはじめとして、「山方荷主」からの「下穀・茶・葎・藁之類其外品々」とあり、実

に多様な「山方荷物」を扱っていたのであり、「竹木炭薪川辺壹番組古問屋」と称されることもあった。³⁹しかし、次第に各問屋ごとに扱う品が専門化していったようである。⁴⁰例えば先にみたように「竹木炭薪問屋」丸屋五郎兵衛は天保年間には薪が中心で、それも幕府の「御薪御用」が経営の中心であった。さらに川辺一番組古問屋組合は、文化年間（一八〇四〜一七）に深川木場組合、板材木熊野組合と連合体をつくり、「材木三問屋」と総称されるようになった。⁴¹

以上のような川辺一番組古問屋組合の変遷のなかで、丸屋五郎兵衛の名は、町奉行公認以前の元文二年（一七三七）正月の記事に「壺岸島行事 丸屋五郎兵衛⁴²」と記されているのを初見とする。つまり、川辺一番組古問屋のなかでも古参の問屋であった。寛保三年の史料には「亀島町平右衛門店」に店があると記されており、⁴³さらに延享四年（一七四七）には川辺一番組古問屋組合の「常行事」一四人の一人としてその名が見え、株仲間の常任の運営役を務めていたのである。⁴⁴そして、この時点では「亀島町九兵衛店」に店を構えていた。明和七年（一七七〇）の史料にも「常行事」「亀島町九兵衛店 丸屋五郎兵衛」とある。⁴⁵ところが、安永十年（一七九一）「天明元年：一七八一」の「壹番組古問屋名前」という史料には、「休 丸屋五郎兵衛」とあって、丸屋五郎兵衛は休株、つまり一時休業をしていた。株数七七のうち「当時休株 〆式拾式人」とあるので、この頃には材木問屋のかなりの数が休業に追い込まれていたようである。

次に丸屋五郎兵衛の名が見えるのは、寛政十一年（一七九九）三月の「連印帳⁵⁴」である。七七人の株のうち、丸屋五郎兵衛を含む六一人が連印をしており、丸屋五郎兵衛も、この間に営業を再開したのである。そして、「材木三問屋」に連合した後の文化四年（一八〇七）十二月の「三問屋連印帳」に「川辺彦番組古問屋」の一人として連印しており、その後も天保九年（一八三八）までの「三問屋連印帳」などに、しばしばその名をみることができる⁵⁵。

嘉永四年（一八五二）に、天保改革で解散された株仲間の「再興」が行われるが、その際に作成された「諸問屋名前帳⁵⁶」には「竹木炭薪問屋 川辺彦番組」の一員として、「一、竹木炭薪問屋 本八町堀五丁目家持 丸屋 五郎兵衛⁵⁷」とある。かつての亀島町からほど近い本八丁堀五丁目に移転して「家持」となっているのである⁵⁸。前掲の天保八年から同十四年の間に作成された【史料13】にも「御府内本八丁堀五丁目」となっていることから、遅くとも天保年間の後半には本八丁堀五丁目の家持となっていたものと考えられ、幕府の「御薪御用」を勤めていたのである⁵⁹。そして、丸屋五郎兵衛の名が最後にみられるのは、文久二年（一八六二）九月の杉板値段の取り決めの連印においてである⁶⁰。

以上、丸屋五郎兵衛について述べてきたことをまとめると、この「竹木炭薪問屋」は、近世中期に川辺一番組古問屋組合が町奉行に公認される以前から、同組合に属する古参の問屋であり、常行事と

して株仲間の運営にもあたっていた。当初は亀島町平右衛門店、そして亀島町九兵衛店に移るが、天明元年（一七八一）前後に一時休業をした。しかし、遅くとも寛政十一年（一七九九）には再開業し、そして遅くとも天保年間の後半には、本八丁堀五丁目の家持となり、この頃にはかつてのような雑多な山方荷物取り扱いではなく、幕府の「御薪御用」を勤めて経営の安定化をうかがうことができる。その後も、本八丁堀五丁目であって、幕末まで経営を維持していたのであった。

(2) 薪仕入前金の貸借

では次に【史料13】にある「薪仕入金」、「御拝借金」の性格について検討してみたい。丸屋五郎兵衛から喜兵衛への金銭の流れを示す、最も古い史料を提示する。

【史料15⁶¹】

借用申金子証文之事

一、金百両也

御用松木仕入前金

右者両 御丸様御用御手当松木八本ノ六万束御仕入置被成候前金借用申処実正也、返済之儀者御用御差支ニ不相成様仕、当月より四月晦日限り荷物積送、右代金ヲ以金三拾両ニ付壹ヶ月金壹分之利足ヲ加へ、元利共急度皆済可致候、万一相滞候ハ、証人之我等

引請、貴殿江損毛相掛ケ申間敷候、為後日仍而如件、

天保十四卯年正月晦日

借主
喜兵衛

証人
武兵衛

丸屋五郎兵衛殿

この史料は、江戸城の御用薪（松の薪八本で一束を六万束）の仕入前金として喜兵衛が丸屋五郎兵衛から一〇〇両を借りた際の証文である。四月晦日までに薪を積み送り、その代金で元利ともに返済することを約束している。つまり、喜兵衛は丸屋五郎兵衛から直接に仕入前金を借用しているのであり、【史料13】のような幕府からの「拝借金」という形ではない。おそらく幕府からの「拝借金」というのは、あくまでも例外的な措置であり、ふつうは丸屋五郎兵衛が仕入前金を出して、御用薪の納入後に幕府から丸屋五郎兵衛に代金が支払われたものと考えたい。

仕入前金については、天保九年（一八三八）十一月に改訂された川辺一番組古問屋組合の「規定」に次のような一条がある。

【史料16⁶⁷】

一、由緒無之場所方荷物送来候ハ、荷元篤と相改引請可申候、送り状無之荷物一切引請申間敷事、
但、荷物前金・仕入金一切差出し申間敷事、

（以下、朱書）

但、前金・仕入金一切差出し申間敷旧来定有之候処、不景氣打続候節者、荷物不足ニ相成商体手狭ニ相成自然御用支も奉恐入、
天明年中一同申合、旧来取引無拗荷主江者依時宜仕入前金等貸渡、荷物差支無之様取計来候、尤相互ニ差障ニ不相成様取引可致候、曾以糴取候始末致間敷候事、

一つ書と次の但書がもとあった「規定」の条文で、二つ目の但書の部分が天保九年の改訂で追記されたものである。すなわち、川辺一番組古問屋組合では、元来は仕入前金を出すことを禁止していたが、「不景氣」が続いて「荷物不足」となったので、天明年間（二七八一〜八八）に申し合わせて、仕入前金を貸し付けて、集荷を確保するようにしてきたというのである。

では、丸屋五郎兵衛と喜兵衛との関係において、仕入前金による集荷はうまくいっていたのであろうか。二つの史料を提示する。

【史料17⁶⁸】

覚

嘉永六丑年年賦証文

元金三十五両

寅方申迄七ヶ年賦

卯辰式ヶ年分滞

一、金拾両

近世後期における江戸湾沿岸の海運業者（筑紫）

内、金三両ト銀九匁五分八厘

巳六月受取

残而 金六両三分ト銀五匁四分式厘

御預高

右之通髓ニ請取申候、以上、

(安政四年)

巳九月十六日

丸屋

五郎兵衛

召仕

清

七〇

喜兵衛殿

【史料18^⑧】

乍恐口上書ヲ以奉申上候

御知行所上総国久保田村組頭喜兵衛奉申上候、私シ儀先年商用ニ差支、本八丁堀五丁目丸屋五郎兵衛方ニ而金五拾兩真木前金借用仕、其後追々不如意ニ相成、誠ニ難渋仕候ニ付、右之次第以世話人御願候処、早速御勘弁之上当金拾五兩也入金仕、残金三拾五兩者老ケ年五兩ツ、七ヶ年賦ニ被成下、初年五兩也相渡し、一昨年中三両式分入置、昨年迄分金六両式分相滞り候ニ付、去ル八月申御尊判被附乍恐拜見仕候処、当月廿一日御差日ニ付、早速金子調達之上於国元示談仕度心組ニ存候得共、難渋之私シゆへ斬々(誓)今日右金主方江是迄之分勘定仕候、此上之儀茂御座候故乍恐奉御訴上候、以上、

安政四年巳九月十六日

久保田村

組頭

喜兵衛

御地頭所様

差添同断

弥左衛門

御役人中様

【史料17】は滞納していた「年賦金」の受取書であり、【史料18】は薪仕入前金として借りた「年賦金」の返済をした旨を領主に申し出たものであり、ともに安政四年（一八五七）九月十六日付である。この二つの史料に、若干の史料を加えながら、喜兵衛の仕入前金借用とその「返済」の経過を見てみよう。

まず、喜兵衛が「先年商用ニ差支」えたので丸屋五郎兵衛から新仕入前金として五〇兩を借りた。しかし、約束どおりの返済（ここでは薪の集荷・輸送）ができなくなり、とりあえず一五兩を入金し、残りの三五兩を【史料17】にあるように嘉永六年（一八五三）に年賦証文を作成して、翌年からの七年間（安政元年：一八五四〜万延元年：一八六〇）で、年五兩ずつ返済することとした。初年の安政元年分の五兩を同二年六月になって返済し、安政二年分は、同四年六月になって、ようやく金三兩と銀九匁五分八厘（【史料18】では金三兩二分^⑨）が「返済」された。この四年六月の返済は、実際の薪の納入で行われ、その際に丸屋五郎兵衛から喜兵衛にあてた「仕切状」^⑩には、薪が合計千束納入されて、その代金が金四兩余、これから口銭などが差し引かれて、金三兩と銀九匁五分八厘を受け取り、「用達金之内」に入れるとしている。

ところが、安政四年八月に「卯・辰式ヶ年分」つまり安政二年・三年分一〇両のうち滞納分の金六両三分と銀五匁四分二厘（【史料18】では金六両二分）について、丸屋五郎兵衛は「年賦金滞出入」として江戸町奉行（町奉行池田頼方）に訴え出たのである。差し日の指定などもあるので喜兵衛は急いで金策に走りようやく返済をした。この時の受取書が【史料17】なのである。こうして安政三年分までの計一五両の返済は終わったが、その後も滞納が続いたとみえ、安政六年（一八五九）にも丸屋五郎兵衛は「年賦金滞出入」として町奉行に喜兵衛を訴え出ている。⁶⁵

以上のような経過を見ると、多額の薪仕入前金を受け取りながらも、丸屋五郎兵衛にむけた喜兵衛の薪の集荷・輸送は、少なくとも史料にみられる嘉永年間から安政年間にかけては滞りがちで、薪ではなくて、金銭で返済することさえみられたのであった。

喜兵衛家は、丸屋五郎兵衛以外の商人、問屋との取り引きはなかったのだろうか。これについては、三点の断片的な史料しか残されていない。まず、作成年がわかる史料では、喜兵衛は嘉永四年（一八五二）四月に「若宮 新五兵衛」から「荷物為前金」一〇両を受け取った。⁶⁶ また、亥年正月十六日付の「仕切状之事」⁶⁶では、江戸の靈岸島東湊町の鎌屋九之助あてに松の薪一五〇〇束を輸送して、代金が六両二分余、そこから口銭などを差し引いて五両一分となっている。さらに十月十八日付の「覚」⁶⁷では、江戸の「築地 小田二」

「上総屋安五郎」に、松丸太五二〇本と水油二升を積み送って、とりあえずの「内金」として三両を受け取っている。

これらの商人、問屋との関係を示す史料からは、仕入前金はなく、直接に即金の取引か、荷を持ち込んでとりあえず「内金」を受け取る形の取引であったことがわかる。あるいは「若宮 新五兵衛」の場合のように仕入前金はあっても一〇両程度であり、丸屋五郎兵衛に比べれば少額であった。つまり、船主喜兵衛が仕入前金を借りて、それを山方仲買人を通じて集荷のために「仕入金」として資金投下するという形の営業の時期には、あくまでも「御薪御用」を勤める丸屋五郎兵衛が取引の中心であったのである。

では、このような丸屋五郎兵衛との取引はいつ頃からはじまったのであろうか。丸屋五郎兵衛から薪仕入前金を借用したことを示す史料は天保年間の【史料13】が最も古い。しかし、前掲の表1にあるように山方仲買人を介在させて一ヶ所の山の上下を数十両を投下して集荷するという形態は文政二年（一八一九）の史料からみられるのである。仕入金の額からみて、これがすべて喜兵衛の自己資金とは考えられず、少なくとも原資は丸屋五郎兵衛から出たものとみてまちがいないであろう。つまり、船主喜兵衛は、おそらくも文政年間の初めには丸屋五郎兵衛から薪仕入前金を借り、それをもって集荷・輸送をしていたのである。

(3) 村社会における喜兵衛家の位置

近世中期以降の喜兵衛家では、代々、喜兵衛を襲名しており、歴代の喜兵衛は、享保八年（一七二五）頃、宝暦十二年（一七六二）頃、安永二年（一七七三）頃、文化六年（一八〇九）頃にそれぞれ誕生した^⑧。前述のように久保田村の旗本黒川氏知行地では、元禄年間以降、ごく一時期を除いて半左衛門家が名主を世襲していた。喜兵衛家は当初は、村役人ではなかったが、文化元年（一八〇四）の史料^⑨で名主半左衛門のもとで組頭を勤めているのを初見として、組頭を勤めることが多くなり^⑩、少なくとも天保六年（一八五三）と同八年には、半左衛門家に代わって名主を勤めている^⑪。その後、半左衛門が名主に復帰するが、喜兵衛は組頭にとどまり^⑫、文久二年（一八六二）の史料^⑬には「名主代 組頭喜兵衛」と記されている。このような村役人の変遷からは、喜兵衛家の村内での一定の地位向上をうかがうことができよう。

表3は、天保七年（一八三六）と翌八年の凶作に際して、「村内貧民」を救済した「奇特人」の一覧である。このような村内の者への「合力差出」や「無利息貸渡」という行為は、その金額からその家の経済力を知ることができよう。喜兵衛は、旗本黒川氏知行地だけでなく、久保田村全体でも与右衛門・利右衛門に次いで、あるい

表3 久保田村の「奇特人」（天保7・8年）

「合力差出」百姓名	金額	「無利息貸渡」百姓名	金額
喜兵衛（黒）	金2両2分	利右衛門（高）	金3両2分、銀8匁
与右衛門（黒）*	金2両2朱、銀1匁3分	重右衛門（平）	金2両
半右衛門（黒）	金2両2朱	弥兵衛・八左衛門 金左衛門・仁右衛門 金右衛門（全員が高）	金1両3分、銀4匁ずつ
市郎右衛門（黒）	金2両		
善右衛門・茂右衛門 武兵衛・弥次右衛門 作右衛門・清右衛門 （全員が黒）	金1両ずつ	与右衛門（黒）*	金1両
		七郎右衛門（高）	金1両
叶助（黒）	金2分2朱	[注]	
長左衛門（高）	金2分2朱	・『袖ヶ浦町史 史料編1』（175～177頁）より作成。	
七右衛門・幸右衛門 八郎右衛門（全員が黒）	金2分ずつ	・百姓名の黒・高・平は、それぞれ黒川権九郎知行地・高尾惣十郎知行地・平岡与右衛門知行地の百姓を指している。	
又左衛門（黒）	金1分	・*をつけた与右衛門は、「合力差出」と「無利息貸渡」の両方を出している。	

表4 喜兵衛家の家族構成の変遷

天明3年(1783)	文化14(1817)	天保2年(1831)
喜兵衛(58)	喜兵衛(44)	喜兵衛(57)
長男 千之助(21)	父 (56)	父 喜四郎(69)
長男の妻 もよ(20)	母 (52)	母 もよ(66)
次男 文八(18)	妻 よね(38)	妻 よね(52)
	長男 徳治郎(13)	長男 七之助(22)
	次男 七之助(9)	次男 直次郎(20)
	三男 直治郎(6)	長女 きさ(16)
		三男 卯之助(11)
計 4人	計 7人	計 8人

[注] ・註(68)の「宗門人別帳」より作成。
 ・()内の数字は史料に記されたままの年齢である。

はそれと同等の経済力を持っていることがわかる。また、表4は、三つの宗門人別帳から、喜兵衛家の家族構成の変遷をみたものである。天明三年には、いわゆる単婚小家族であったのが、文化十四年、天保二年には、扶養的な存在と思われる父母がおり、幼児の数も増加している。このことは喜兵衛家の経済力の上昇を裏付けている。

村内で村役人となって村政に参画していくのは、喜兵衛家が経済力をつけてきたことの反映でもあったのである。

では、喜兵衛家は船主としての経営だけで経済力をつけてきたのだろうか。喜兵衛家には、わずか三点ではあるが質地証文が残されている(表5)。ここからは近隣の村の百姓に金銭を貸し付けて、質地地主となっている様子が見えてくる。喜兵衛の所持地は、明治五年(一八七二)の史料によると、久保田・代宿両村だけでも、久保田村に田畑二町三反九畝、代宿村に田畑五反一歩あり、近隣の村々における所持地を加えれば、さらに広い田畑を所持していたことになる。このように田畑を集積しはじめるのは、表5の質地証文に

表5 喜兵衛あての質地証文

年月	質入主	借用金額	質地
文政8(1825). 正	望陀郡 代宿村百姓	金22両3分、銀3匁7分5厘	下田1反7畝
天保6(1835). 12	市原郡 白塚村百姓	金7両	上田7畝18歩、下田7畝11歩
慶応3(1867). 3	市原郡 松ヶ嶋村百姓	金20両	中田5畝

[注] ・遠山家文書 A-239(文政8)・A-251(天保6)・A-275(慶応3)より作成。

あるように文政年間頃と考えられる。つまり、船主喜兵衛家の経営が、多額の薪仕入前金を丸屋五郎兵衛から借用して、大量の薪を集荷・輸送するようになるのと時期的に一致するのである。喜兵衛家では、大量の薪の集荷・輸送による利益を金融業に振り向け、土地を集積していったのである。そこからの作徳米のおかげで、嘉永・安政年間に薪仕入前金による薪の集荷・輸送がやや滞るようになって、喜兵衛家の経営全体としては打撃が少なかったものと思われる。

結語にかえて

以上、述べてきたことをまとめると次のようになろう。喜兵衛家のある久保田村は、袖ヶ浦台地北端の海岸部に位置し、農業生産力が低位であった。喜兵衛家では、遅くとも天明三年（一七八三）には五大力船一艘を所持して、字笠上にある手狭な荷置場を使って船主として経営をしていた。寛政年間には、村の年貢米などの輸送も行ったが、それだけでなく、輸送先からの注文に応じる形で、その都度、「山方荷物」などを集荷して輸送していた。しかし、このような取引は喜兵衛に多大の利益をもたらすものではなかった。喜兵衛は、文政年間の初めに、幕府の「御薪御用」を勤める、老舗の「竹木炭薪問屋」丸屋五郎兵衛から多額の薪仕入前金を借用す

るようになった。この金を仕入金として山方仲買人らを通して、山主（山売主）に投下することで、大量の薪の集荷を可能にするルートを開いたのである。山方仲買人は、山主との交渉↓山木の伐採↓薪への加工↓河岸場への輸送までを請け負い、各工程で木挽などの雇い人を使って役目を遂行し、そのための雇い賃金も仕入金の中から出されたものと考えられる。喜兵衛は、「御薪御用」の下請負としての薪の集荷・輸送から得た利益を蓄積し、それを金融にむけていった。そして、質地地主として、自村だけでなく近隣の村々の土地を集積するようになったのである。船主と質地地主の両方から生み出される財力によって、喜兵衛は村内では村役人となり、村政に参画するようになっていくのである。

しかしながら、薪仕入前金を借用して、集荷を確保する方法は、少なくとも嘉永年間から安政年間にかけては機能不全に陥り、喜兵衛による薪の輸送は滞りがちになった。その理由は、天保十三年（一八四二）の株仲間解散と嘉永四年（一八五二）の株仲間「再興」によって引き起こされた、旧来からの流通秩序の混乱に求めることができる。「素人直売買勝手次第」（株仲間解散令の一節²⁶）というような政策転換の中で、従来の【山主―山方仲買人―船主喜兵衛―江戸「竹木炭薪問屋」丸屋五郎兵衛―江戸の仲買人（「御薪御用」の場合は、幕府へ納入）】というようなルートが成立しにくくなっていったのである。この点では、当該期の山方仲買人の動向をさらに

検討することが必要になるだろう。

江戸の材木問屋に集荷されるまでの業態は、従来、「地方荷主」というような形で一括されることが多かった。本稿では、山主から江戸材木問屋までのルート、地域におけるルートを一定程度解明することができたと考えている。しかしながら、史料の残存状況から、断片的な史料による推定に頼らざるを得なかった部分があり、より実証的な検討を今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「江戸湾沿岸の湊と小商品生産―上総国西部地域を中心として―」(『資料の広場』二三号・千葉県立中央図書館・一九九三年)、「江戸湾沿岸の湊の成立をめぐる―上総国木更津村を中心に―」(千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』高科書店・一九九四年)、「江戸湾沿岸の湊と流通の構造―上総国木更津湊を中心として―」(『論集きんせい』二〇号・東京大学文学部日本史学研究室気付近世史研究会・一九九八年)。
- (2) 『袖ヶ浦町史 通史編 上巻』(千葉県君津郡袖ヶ浦町史編さん委員会編集)第一章。
- (3) 関東近世史研究会校訂『関東甲豆郷帳』、木村礎校訂『旧高田領取調帳 関東編』。寛政五年の数値は、「上総国村高帳」改訂『房総叢書 第五輯』、慶応二年の数値は、「組合高井家数人別書上」(『袖ヶ浦町史 史料編I』以下、『町史料I』と略称)一九〇頁)による。
- (4) 『町史料I』六三七・六三八頁(寛永三年 田畑屋敷高丈帳)。
- (5) 『千葉県史料 近世篇 上総国 下』二三号史料(寛政二年 村明細帳)。
- (6) 『新訂 寛政重修諸家譜』による。
- (7) 幕領の部分は、文化元年(二八〇四)六月に代官滝川小右衛門支配所であったことまでは確認でき(『袖ヶ浦市史 資料編2 近世』(千葉県袖ヶ浦市史編さん委員会編集、以下、『市資料』と略称)二八八頁史料・二七八頁)、一方で旗本平岡氏は、文政七年(一八二四)に、それまでの三〇〇俵取を改められて、知行取、高五〇〇石に増加されているので(『寛政譜以降

近世後期における江戸湾沿岸の海運業者(筑紫)

旗本家百科事典 第四卷』二三〇〇頁)、この時に久保田村の幕領部分を知行することになったと考えられる。

- (8) 『町史料I』一九〇頁。
- (9) 註(1)の拙稿「江戸湾沿岸の湊と小商品生産」。
- (10) 註(5)に同じ。
- (11) 『市資料』三六二号史料。【史料1】は、作成年月日がないが、本文冒頭の「黒川銚五郎」と、文末の「名主 磯五郎」がおおよその作成年を知る手がかりとなる。まず、「名主 磯五郎」については、註(4)の村明細帳の奥書に「文政十二年二月十七日黒川権九郎様御分名主磯五郎拾五歳、後見七郎左衛門之節、蔭山半左衛門写置者也」とあって、父半左衛門が名主を退任した後に七郎左衛門を後見として若年で名主となり、文政十二年(一八一九)には十五歳であった。磯五郎の名主就任は、十五歳という年齢からみて、文政十二年頃としておく。また、天保十五年(一八四四)正月の「済口証文」には「名主磯五郎」となっているが、同年十一月の「上申書」には「名主磯五郎事 半左衛門」と記されており(『町史料II』三七二・三七三頁)、この年に半左衛門を襲名したことがわかる。半左衛門家の歴代には、磯五郎は他にいないので、「名主 磯五郎」と記載された史料は文政十二年頃から天保十五年の間に作成されたということになる。つぎに「黒川銚五郎」であるが、この名は、天保十五年十一月に久保田村の領主の一人として記載されている(『町史料II』三七三頁)。旗本黒川氏は、権九郎が天保十一年に中奥番を辞任し、この者の後は、左京が継いで書院番を勤めた。次の友之助は文久三年(一八六三)に家督を継いで小普請入した(『寛政譜以降 旗本家百科事典 第二巻』一〇三四・一〇三五頁)。これらを考え合わせるならば、銚五郎は、書院番の左京の前名とみることができ。銚五郎の家督年が不明であるが、早くとも天保十一年(父権九郎が辞任した年)ということになり、「黒川銚五郎」という名が記載された史料は同年以降のものということが出来る。これと前述の「名主 磯五郎」の文政十二年頃から天保十五年までが重なるのが天保十一年から同十五年までとなるのである。
- (12) 「楨(まき)」は、史料には「真木」や「薪」とも記述されるが、本稿では、史料引用部分以外は「薪」に統一して使用する。
- (13) 久保田村の字笠上には、笠上観音堂があり、近世の、時期には抱瘡神として近隣からの信仰を集めていた(拙稿「笠上観音堂の今昔」(『房総の石仏』一〇号・房総石造文化財研究会・一九九四年)。笠上観音堂は河岸場を見

- 下ろす台地上にあり、賑わった時期でも台地上に簡単な茶店が建ち並んでいた程度であったと思われる。
- (14) 千葉真袖ヶ浦市久保田 遠山義俊家文書（史料番号：近世の部・A―二一四）。以下、本稿で使用する遠山家文書については、史料番号のみを記載する。
- (15) 『市資料』三四六号史料。
- (16) 『市資料』三四〇号史料。
- (17) 江戸湾における川船役所の海船統制については、西川武臣『江戸内湾の湊と流通』（岩田書院・一九九三年）三三八―三九頁に詳しい。
- (18) 近世の部・A―二三八。
- (19) 西上総地域で最大の湊があった望陀郡木更津村の場合、嘉永元年（一八四八）の時点で五大力船の船主は二三人いた。そのうち三艘所持が一人、二艘所持が四人で、残りの一人は一艘のみであった。一人で二―三艘所持する船主は、年貢米保管用の蔵を所有していたり、藩の御用商人を勤める者がほとんどで、それなりの資本力があった（前掲拙稿「江戸湾沿岸の湊と流通の構造」）。それに比べて荷置場を二畝二九歩しか持っていなかった喜兵衛家が複数の五大力船を所持していたとは考えられないことである。
- (20) 『市資料』二六七号史料。
- (21) 『市資料』三五七号史料。「深城」は、市原郡不入斗村の枝郷のひとつである。
- (22) この工程については、品川内海台場建設のために大量の木材などが、幕府の「根戸御林」から伐採されて、江戸高輪海岸に集積されるまでの工程から想定した。拙稿「品川内海台場と根戸御林」（柏市史 近世編）（一九九五年・柏市史編さん委員会編集）第七編・第三章・第二節）参照。
- (23) 近世の部・A―一五六―三。
- (24) 近世の部・A―一四三。
- (25) 近世の部・A―三〇二。
- (26) ただし、陸送については、【史料6】のような馬持の陸送業者が介在した可能性も否定できない。
- (27) 『市資料』二二六号史料。
- (28) 近世の部・A―一三七。
- (29) 『市資料』二七五号史料。
- (30) 近世の部・A―二一四。
- (31) 「真木数」の単位は、「束廻し式尺四寸」とあるので、「束」である。
- (32) 近世の部・A―三。
- (33) 近世の部・A―一九七。
- (34) この史料の年代の確定は、次のように行った。まず、天保十五年十一月に作成された「上申書」に喜兵衛の倅嘉助の名があるが（『町史料Ⅱ』三七三頁）、天保二年五月の宗門人別帳には喜兵衛家の家族八人の名と年齢が記されているもの、嘉助の名はなく（『町史料Ⅱ』一一四頁）、後に長男七之助か、次男直次郎が嘉助と改名したものと思われる。また、先の「上申書」の記述から、喜兵衛は天保十四年六月から十二月の間に死去していることがわかる（『町史料Ⅱ』三七三頁下段・三七四頁上段。すなわち、喜兵衛とその倅嘉助の名が同時に存在するのは、天保二年から同十四年までということになる。さらに、天保八年二月の請書に「黒川権九郎知行所 名主 喜兵衛〇」（『市資料』四三〇号史料）とあって、これ以前に倅が名主に任命されたとは考えがたい。以上のことから、【史料13】は、天保八年から同十四年の間に作成されたことになる。
- (35) 『町史料Ⅱ』三七四頁下段。
- (36) 近世の部・A―二三八―二。
- (37) この史料は、喜兵衛と倅嘉助の名がいっしょに記載されており、註(34)でみたように天保二年から同十四年の間に作成されたものである。
- (38) 島田錦蔵『江戸東京材木問屋組合正史』一九七六年・大日本山林会発行（以下、『組合史』と略記）。
- (39) 『組合史』四四号史料。
- (40) 『組合史』一〇号史料。
- (41) 『組合史』六八号史料。
- (42) 『組合史』解説篇・五六七頁。
- (43) 『組合史』解説篇・五三八頁。
- (44) 『組合史』二号史料。
- (45) 『組合史』一二号史料。
- (46) 『組合史』一五号史料、及び解説篇五五五頁。
- (47) 『組合史』二四号史料。
- (48) 『組合史』二七号史料。
- (49) 『組合史』三七号史料。
- (50) 『組合史』三九・四一・四三・四五・四六・五〇・六〇号史料。
- (51) 国会図書館蔵旧幕府引継書の中の「諸問屋名前帳 十九」（嘉永四年）。なお、これと同じ経緯で作成された『組合史』六八号史料（嘉永四年三月）にも同文言の記述がある。
- (52) 「文久三年再刻 八丁堀・壺岸嶋 日本橋南之絵図」（『日本地図選集 第

二巻 嘉永・慶応 江戸切絵図 全（人文社編集部編集・複製・一九九〇年刊行）所収をみると、亀島町と本八丁堀五丁目（ともに、現・東京都中央区）は、日本橋の南の八丁堀・靈岸島地域にあり、近距離に位置し、それぞれ河岸場を持っている。しかし、本八丁堀五丁目の方が河岸場としては入船しやすい立地にある。

(53) これ以降も丸屋五郎兵衛の名は、嘉永五年の「申合」に「壹番組古問屋」の一人として連印し、『組合史』七〇号史料、安政三年（一八五六）の「申渡」への請書に「竹木炭薪川辺壹番組古問屋」の一人として連印している（『組合史』七七号史料）。さらに、遠山家文書の安政二年六月（近世の部・A一二六〇）、同四年八月（近世の部・A一二六三）、同年九月（『市資料』二七八号史料）の各史料にも、「本八丁堀五丁目 丸屋五郎兵衛」と記されている。

(54) 『組合史』八二号史料。

(55) 近世の部・A一二五七。

(56) 『史料13』は、領主の旗本黒川氏への名主役猶予願であり、猶予理由の中で幕府との関係をごとさら強調すること要求を通そうとしたとも解釈できる。

(57) 『組合史』六〇号史料。なお、読点は引用者が付した。

(58) 近世の部・A一二六一。

(59) 『市資料』（二七八号史料）に掲載されているが、原史料（遠山家文書：近世の部・A一二六四）により字句を若干訂正した。

(60) この時の受取書が『市資料』二七六号史料で、これによると安政元年十一月までに返済されるはずだった五両を同年六月に受け取ったとしている。金額が若干違うが、これは金銀換算の相違、または利息を算入するかどうかによる違いと思われる。

(61) 近世の部・A一二六二。

(62) 近世の部・A一二六三（安政四年八月「差出申拝見書之事」）にも、「来月（九月）廿一日御差目之 御尊判被相付」とある。

(63) 近世の部・A一二六五（安政六年七月「差出申拝見書之事」）。

(64) 近世の部・A一二六一。

(65) 近世の部・A一二九二。

(66) 近世の部・A一三二一六。なお、国会図書館蔵旧幕府引継書の「諸問屋名前帳 廿」（嘉永四年）には、「上総屋 安五郎」は、「川辺丸一番組」に属し、「一、竹木炭薪問屋 南小田原町巷丁目 惣右衛門地借」と記されている。

(68) 年齢が記載された、次の三点の「宗門人別帳」から計算。天明三年（『町史料Ⅱ』一〇七頁）、文化十四年（『市資料』四〇五号史料）、天保二年（『町史料Ⅱ』一四四頁）。逆算すると「宗門人別帳」間で、生年などに一〜二年の誤差がみられるものもあるので、すべて「頃」とした。文化六年頃に生まれた喜兵衛は、倅七之助が嘉助となり、喜兵衛と改名したと仮定しての生年である。また、宝暦十二年頃生まれと安永二年頃生まれの父子は、養子縁組によるものと思われる。

(69) 『町史料Ⅱ』四二四頁。

(70) 天保二年（『町史料Ⅱ』一三二頁）、天保四年（近世の部・A一二四七）。

(71) 天保六年（近世の部・A一三二二）、天保八年（『市資料』四三〇号史料）。

(72) 安政三年の史料（『町史料Ⅱ』二六四頁）には「名主半左衛門」とあり、安政五年の史料（『町史料Ⅰ』一〇七頁）には「組頭喜兵衛」とある。

(73) 近世の部・A一三三、及びA一三七〇。

(74) 近代の部・B一三三五（明治五年十一月「久保田・代宿両村分 田畑山林 反別賞帳 遠山喜兵衛分」）。

(75) 『牧民金鑑 下巻』（刀江書院発行）二〇三〜二〇五頁。

(76) 『組合史』解説篇・五六六頁。なお、十八世紀後半の下総国を中心とする薪流通構造について触れた研究には、次の論文がある。酒井右二「薪百分の一取立反対運動について―関東における形成期の広域訴願運動―」（『千葉史学』九号・千葉歴史学会・一九八六年）。

〔付記〕本稿執筆にあたり、遠山義皎氏には、貴重な史料の公表を許可していただきました。また、千葉県袖ヶ浦市の市史編さん関係者の方々からは、さまざまなお教示をいただきました。末尾ながら記して謝意を表します。

（千葉県立中央博物館 歴史学研究科）